

## 令和5年度 第2回四街道市障害者自立支援協議会会議録

開催日時 令和5年11月16日(木) 14時00分～15時20分  
開催場所 四街道市企業庁舎2階 第1、2、3会議室  
出席者 委員 鶴岡会長 清水副会長 浅野委員 穴澤委員 石山委員 大川委員  
小川委員 金室委員 金子委員 佐野委員 中村委員 中山潤一委員  
中山美香委員 西山委員 野口委員 橋本委員 畑山委員  
欠席者 委員 木内委員 久保田委員 西村委員  
事務局出席者 末永福祉サービス部長 渡辺副参事 坂本障害者支援課長  
志村課長補佐 児童デイサービスセンターくれよん岩井所長  
杉本係長 田中係長 宮内係長 石田主事 鈴木主事  
四街道市障害者相談支援事業所ひだまり 2名  
四街道市障害者相談支援事業所ほほえみ 1名  
傍聴人 0名

### ———会議次第———

- 1 開会
- 2 議題
  - (1) 日中サービス支援型共同生活援助の評価について
  - (2) 四街道市地域生活支援拠点等事業について
  - (3) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(素案)について
  - (4) 障害の害の字のひらがな表記における市の方針について(報告)
  - (5) その他
- 3 その他
- 4 閉会

### ———会議概要———

- 1 開催
- 2 議題
  - (1) 日中サービス支援型共同生活援助の評価について事務局：資料1-1、1-2に基づき説明

会 長：ただ今の説明に対し、意見はあるか。  
一 同：(意見なし)

(2) 四街道市地域生活支援拠点等事業について

事務局：資料 2 に基づき説明

会長：ただ今の説明に対し、意見はあるか。

会長：四街道市地域生活支援拠点等事業運営ガイドラインや要綱等は市ホームページで見ることができるということか。

事務局：市ホームページからダウンロードして見るができるようになっている。

(3) 第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画(素案)について

——資料訂正——

事務局：資料 3-1 について訂正。24 ページ 第 4 章-3- (4) 地域生活支援拠点等 におけるサービス見込み量の地域生活支援拠点等の設置箇所数について、設置箇所数の 8 年度が 1 から 5 に訂正。11 年度が 1 から 8 に訂正。

事務局：資料 3-1、3-2 に基づき説明

会長：ただ今の説明に対し、意見はあるか。

橋本委員：資料 3-1 5 ページ第 2 章-1- (2) 知的障がいのある人の状況 の等級別 B の 2 について、令和 3 年度、令和 4 年度の記載がない理由についてお聞きしたい。

事務局：福祉行政報告例の中の回答より「※等級別について、令和 3 年度より B の 1、B の 2 は合算」となっているため、このような表記としている。

金子委員：障害のある人の割合が年々増加傾向にあるように見受けられるがどうか。

事務局：資料 3-1 4 ページ第 2 章-1- (1) 身体障がいのある人の状況より、手帳所持者数が平成 26 年度 2,910 人、令和 4 年度 2,760 人で約 0.94 倍となっており、身体障害手帳所持者数については、若干減少している。5 ページ (2) 知的障がいのある人の状況より、手帳所持者数が平成 26 年度 527 人、令和 4 年度 797 人で約 1.51 倍となっている。(3) 精神障がいのある人の状況より、手帳所持者数が平成 26 年度 555 人、令和 4 年度 946 人で伸び率が高くなっており、約 1.7 倍となっている。障害者手帳所持者数全体で見ると、増加傾向にあるといえる。

清水委員：33 ページ第 6 章-6 地域活動支援センター におけるサービス見込み量について、地域活動支援センターⅢ型（本市）の箇所数が 8 年度、11 年度ともに 2 となっているが、これから精神障害者の方にも対応した地域包括となる中で、現状維持で問題ないのか。

事務局：本市におけるⅢ型としては、福祉作業所が統合したことにより、3 から 2 となっている経緯がある。事業所の増加について予測できないことと、現在の福祉作業所が定員未満であることから、現行より、案としている。

清水委員：精神障害のある方は、その作業所、事業所に合う合わないがあるため、選択肢が複数あるほうが良いのではと思う。

36 ページ第 7 章-3 居住系サービス について、文末の“事業者の状況把握に努めます”とは、どのようなことを把握するという意味か。

事務局：グループホームや事業所より、設立の際に当課へ情報提供をいただき、定員やいつどのような場所に建つ予定なのか等を把握するために記載している。

清水委員：新規や現在開設している事業所だけでなく、グループホームにも、住宅メーカーや不動産業から新しい物件や中古物件がありますという案内がある。しっかりと福祉サービスを提供し運営するには問題ないが、一部では、一般のアパートを建てるよりも国等から補助金が出るためグループホームが儲かると、入居させてもしっかりとした支援を行わず運営をするところもあると聞くため、懸念もある。増えていただきたい一方、そのようなところにも注意していただきたい。

集団生活のグループホーム以外にも、集団生活にはなじめないけれど、一人暮らしするにはままならない方には、アパートを 1 室借り上げるサテライト方式もある。アパートが空いていて大家が入居者を求めているときは、支援が必要な方の入居を認めてもらえるような方法であれば、受け入れも広がるのではないかとと思う。（意見）

37 ページ第 7 章-5 地域生活支援事業 について、個別ケア会議とは何か。一人一人のために様々な関係機関が集まり総合的支援を行うのか。

事務局：先ほど説明した地域生活支援拠点等について、緊急時に支援が必要な世帯の登録が今後想定されるが、緊急時の支援となると、基幹相談支援センターだけでは、答えが出せないことがあると思われる。

相談支援事業所の方が月1回集まり、意見交換などを利用して、緊急時の対応について、どのように行っていくべきかの会議を開いている。また、アセスメントについて、基幹相談支援センターの方で、相談支援事業所が全く関わっていないような方は、一からアセスメントを聞き出しているが、すでに相談支援事業所で何らかのサービスを使っているのであれば、その場を利用してアセスメントの情報共有を図っていきたい。一例ではあるが、このようなことを個別ケア会議として考えている。

清水委員：同じく、37 ページ第7章-5 地域生活支援事業 について、地域の関係者とは具体的に誰を指しているのか。

事務局：その障害のある方にもよるが、例えば医療関係者や相談支援事業所、市の関係部署、社会福祉協議会（くらしサポートセンターみらい）など個別に関わっている方の関係機関が集まって、ネットワークを構築していきたいと考えている。

清水委員：自分のグループホームでは、集団で生活しているが、一歩外に出ると個になってしまうので、当たり前の生活を送るためには、関係機関が話し合えばいいが、地域の方に理解してもらえそうな支援をバックアップしてもらえると、安心して生活できるのではと考えている。

橋本委員：25 ページ第4章-4 相談支援 について、5年度を見ると1月当たり120人計画相談をしており、29 ページ第6章-1-（1）相談支援事業所 について、指定特定障害者相談支援事業所が6箇所のため、1箇所で20人くらいの計画相談を行っている。6年度になると、箇所数が6箇所に変化がないが、1月に186人を計画相談するとなると、一箇所で31人の計画相談をすることになるが、四街道の6箇所の規模がどのくらいかはわからないが、6箇所のままで人数が増えていくのは対応可能なのか。また四街道市はセルフプランはやっているか。

事務局：セルフプランについて、四街道市では受け入れをしていない。必ず相談支援事業所に相談してからサービスを受けるようお願いしている。  
相談件数が増えるということで、6箇所で計画的に進行できるのかについては、改めて検討させていただきたい。

(4) 障害の害の字のひらがな表記における市の方針について (報告)

事務局：資料 4-1、4-2 に基づき説明。

会長：ただ今の説明に対し、意見はあるか。

金子委員：ひらがなと漢字で分けるのは四街道市だけか、全国的なものなのか。

事務局：ひらがな表記については、四街道市だけでなく、近隣の自治体も変えているところがあるため、市独自で変えているものではない。全国的にも千葉県以外で変えている県もある。

(6) その他

会長：議題としては何も無いが、委員の皆さまから何かあるか。

一同：(意見なし)

7. その他

事務局：次回の自立支援協議会の開催については、令和5年1月25日(木)保健センター大会議室にて、時間は10時開始を予定している。正式な通知は、1カ月程度前に送付する。

8. 閉会